

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

黒木英充



学位申請者 南部 真喜子

論文名 Discourse on Prison, Captivity, and Anti-Colonial Liberation Struggle in Palestine

< 審査結果 >

審査委員会は、黒木英充（本学アジア・アフリカ言語文化研究所教授）、松永泰行（本学総合国際学研究院教授）、青山弘之（本学総合国際学研究院教授）、酒井啓子（千葉大学特任教授）、錦田愛子（慶応義塾大学教授）の5名によって構成され、それぞれ専門的見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で、2025年2月2日に公開の最終審査を行った。その後、論文および最終試験の内容について協議を行った。その結果、本論文は、本学大学院が学位授与のために定めた基準を十分に満たす高い学術的意義を有する成果物であると評価し、審査委員会は全員一致で、南部真喜子氏に博士（学術）の学位を授与することが相応しいと判断した。

論文および審査の概要は以下の通りである。

< 論文概要 >

本論文は、イスラエルの占領支配下にあるパレスチナ人の逮捕・拘禁に纏わる政治的暴力をめぐる諸問題を、2010年代以降（とりわけ2011年から2021年）の時期に焦点を当て、入植者植民地主義の枠組み等を援用しながら、実証的に検証・考察したものである。具体的には、軍法に基づく逮捕・拘禁に纏わる差別的処遇および人権侵害発生の仕組みと事例の検証、それらに直面するパレスチナ人側の経験についての社会的言説や抵抗実践の検証、さらにグローバルな観点から展開する収監技術システムの問題の検討を、2015年から2017年にかけての2年半に亘る現地調査時の参与観察やインタビュー、さらに現地語（アラビア語）資料等や欧米語等の既存研究を含む2次資料を用い丁寧かつ実証的に行ったものである。

本論文では、序論において、入植者植民地主義についての近年の学術的議論を取り纏め、シオニズムを入植者植民地主義の一例として捉える枠組みを用いる

ことで、オスロ合意後のイスラエルとパレスチナの関係性を批判的に再考する意義について議論がなされた。またイスラエルの占領支配下における政治的暴力や人権侵害が発生するメカニズムとその事例、さらにそれらに直面するパレスチナ人社会の逮捕・拘禁に纏わる経験についての社会的言説の構築および抵抗実践、さらに「政治的」囚人への社会的連帯を通じた解放運動の展開を実証的に検討する意義とその手法について提示している。

続いて、第1章（「軍事司法制度」）では、パレスチナ人に対して（1948年から1966年まではイスラエルの市民権をもつパレスチナ系イスラエル人へも）は、ユダヤ系のイスラエル人とは別個の法体系、具体的には軍事法廷下の軍法が適用される制度的現実を、その法・制度的仕組みと受け手の側であるパレスチナ社会の言説的対応という観点から検討している。

第2章（「占領下エルサレムにおける未成年者の逮捕と拘禁」）では、イスラエルの軍法に基づく占領支配下において、パレスチナの未成年者が直面する逮捕・拘禁の問題について、東エルサレムのパレスチナ人コミュニティの事例に焦点を当てて、東エルサレムの「ユダヤ化」政策が民族浄化政策として推進される中で顕在化している状況を、具体的な「自宅拘禁」の事例等の検討を通じて明らかにしている。

第3章（「ハンガーストライキと抵抗運動」）では、占領支配下で社会的孤立や分断の流れに抗する形で形成されている抵抗運動の実践を、収監施設内の「囚人」によるハンガーストライキと、それに呼応するパレスチナ社会内の連帯の様態から検証している。とりわけ2012年以降のいわゆる「尊厳」ハンガーストライキ運動の事例とそれらとの連帯を示す公然行動の顕在化、また2017年の6名の収監されている若者による集団ハンガーストライキの事例について、それぞれの社会的文脈の中で検証が加えられている。

第4章（「投獄経験の語りと言葉」）では、これまで公に語られることが少なかった女性収監者の拘禁経験のドキュメンタリー映画の制作や、抵抗運動の際に使われる呼び掛け（掛け声）やスローガンの検証を通じて、抵抗実践や解放運動の記憶や語りがどのように構築および維持されているかを検証している。

第5章（「グローバルな収監制度のなかのパレスチナ」）では、占領支配当局が運営・維持する収監施設や検問所や路上等に設置されている監視カメラに使われるセキュリティ関連のハイテク技術に関わるグローバル企業、とりわけアメリカの民間企業とイスラエル国家が織りなす「産獄複合体」の実態と、それに抗する離散パレスチナ・コミュニティを含むグローバルな連帯の可能性について議論がなされている。

最終章では、全体の総括および本論文での議論を通じて明らかになった、2010年代以降のパレスチナ社会を巡る社会的言説構築の様態について、また2021年の第3次インティファダとも呼ばれる新たな連帯運動の顕在化とそれにおける入植者植民地主義の枠組みの効用について、最終的な考察が提示されている。

< 審査概要および評価 >

本論文は、いわゆる「アラブの春」とも称された政治変動の波がアラブ世界に押し寄せ、世界的な注目がパレスチナ以外のアラブ世界へと移って行った2010年代において、パレスチナ社会が直面していた現実とそれへの抵抗実践の様態を、シオニスト国家としてのイスラエルの占領支配を入植者植民地主義の分析枠組みを使うことで、新たな視点から捉え直し、2年半に亘る現地調査で得られた貴重なデータや知見・観察を活用しながら、実証的かつ多面的に検討をし、学位論文の形で纏めたものであり、有意義な学問的な貢献を伴う研究上の一到達点として高く評価できる。

その上で、いくつかの問題点や課題も指摘できる。

まず、論文構成のレベルにおいては、全体の記述をつなげる包括的な枠組みとして導入された入植者植民地主義の枠組みと第1章から第5章までの個別の章における記述の有機的な繋がりが十分に明示的な形で示されておらず、結果的に既存研究と本研究の関係性、具体的には何を更新し、どのような新たな貢献をしているかが一見明瞭でないこと、同様に、注記や既存文献への言及・結び付けがシステマティックになされておらず、どの記述や議論がオリジナルなもので、どの部分が既存文献の援用であるのかが、一読した時点で必ずしも明らかでないとの問題、さらにはインタビュー・参与観察・雑多な形態のデータの使用を巡っての方法論的な正当化の議論が十分提示されていない等の問題が指摘できる。また、些末な問題ではあるが、アラビア語の転写や参照した文献の細部情報の記録に関して、表記上のブレ等が散見される。

また占領支配当局であるイスラエルが行っているパレスチナ人の逮捕・拘禁の法・制度的な仕組みやその事例を扱う第1章、第2章と、それらに対するパレスチナ人側の個人および集団的な経験についての社会的言説の構築と抵抗実践および社会的連帯の様態を検証する第3章、第4章の間の繋がりが、またグローバルな観点から展開する収監技術システムの問題を議論する第5章の全体における位置づけなどについて、全体の流れを勘案した論文構成上の更なる工夫（例えば全ての章を現地の一般のパレスチナ人の視点から論述し直すなど）が望ましいとの指摘もできる。

また社会的言説に着目する研究である以上、論述や分析で使用する重要な概念（「囚人（捕虜）」「刑務所（拘禁所・収容施設）」「子ども（未成年）」等）について、さらなる考察と導入した分析枠組みの中でのより適切な位置づけが望ましいとの指摘もできる。パレスチナ人を隔離・分断・排除するために占領支配当局側が用いる安全保障化された社会的言説とその影響についても、より十全な議論が望まれるとの指摘もできる。

尚、これらの細かな問題点や論述構成上の課題については、学位論文としての本論文の達成点や総合的な評価を損なうものではないことを付記しておく。

公開の最終試験は、2025年2月2日（日）午後3時より2時間15分に亘りオンラインで実施し、南部氏より20分の報告の後、質疑応答を行った。審査委員からの批判的なコメントおよび問いかけに対する南部氏の回答は、誠実で明快かつ今後の課題とすべき点を踏まえた的確かつ十分なものであった。以上を踏まえ審議した結果、審査委員会は全員一致で、本論文が本学大学院博士学位授与基準である①研究テーマの妥当性、②問題意識の明確さ、③方法論的一貫性、④先行研究との関係、⑤論旨展開と文章表現の妥当性を十分に満たす学術的意義のある成果物であると評価し、南部真喜子氏に博士（学術）の学位を授与するのが相応しいとの結論に達した。